

地域包括支援センター評価指標(案)

「基準」において、括弧書きとなっている項目は、実績値の報告を求めるもの(実績値を評価するものではない)。

		活動目標及び趣旨・考え方		実績値の報告を求めるもの(実績値を評価するものではない)。				
		取組内容		留意点		基準		
1・地域包括ケアシステムの構築・推進	1	市町村全体を踏まえた担当圏域の現状および将来像やニーズを把握する						
		センター業務を実施する前提となる地域アセスメントを行い、担当圏域の現状および将来像やニーズ等を把握しているかを評価する。						
	A	人口動態、市町村が行う介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査の結果等の量的データによって、地域の高齢者に係る現状や将来の状況等を把握しているか	・いずれかの量的データによって、市町村全域や担当圏域の現状や将来予測等(例:高齢化率や世帯状況の推移、高齢者のニーズ等)を把握し、その記録がある場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 【市独自加点】 ・担当圏域の課題や将来予測を把握するとともに、他の圏域や市全体の状況も把握し、比較検討することができていれば加点する。				—	
	B	介護保険事業計画、老人福祉計画、地域福祉計画等から、地域の高齢者に係る課題等を把握しているか	・いずれかの計画を確認して、市町村または担当圏域の高齢者に係る課題(例:75歳以上の者の転入が多く軽度者の介護サービス需要が増す見込み等)を把握し、その記録がある場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 【市独自加点】 ・担当圏域の課題として深掘りされていれば加点する。				—	
	C	センターが行う実態調査によって、担当圏域の現状やニーズを把握しているか	・センターで実態調査を実施していない場合は、項目を満たしていないものとして取り扱う。				—	
	D	相談内容や地域ケア会議等の内容を分析し、担当圏域の地域課題を把握しているか	・相談内容の分析または地域ケア会議等によって、担当圏域の課題等(例:移動手段の不足、情報周知の未徹底等)を把握し、その記録がある場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。				—	
	市独自項目							
	F	地域ケア計画の作成、見直し	【旧基準から】 ・地域ケア計画を作成し、必要に応じ地域ケア計画を見直し、市に提出を基準以上の回数行うこと。 ・地域ケア計画については、地域の高齢者や医療介護連携等に係る現状や将来の状況、担当圏域のニーズ等の情報を掲載すること。				1回	
	G	地域ニーズの掘り起こし等の実施回数	【旧基準から】 ・積極的に地域へ赴き、地域ニーズの掘り起こし(地域等が主催する会議への出席等)や相談を受ける活動(地域のイベント等での出張相談会等)を基準以上の回数行っている。				4回	
	2	2	市町村の実施方針に従って、地域包括支援センターの機能強化に向けた事業計画を作成し、必要に応じて業務改善を図る					
			市町村の実施方針や担当圏域の地域課題等を踏まえて、事業計画の作成、重点目標を設定し、必要に応じて業務改善を図っているかを評価する。					
A		市町村が定めるセンターの事業の実施方針の内容に沿って、センターの事業計画を策定しているか	・データまたは紙面等で策定されている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 【本市での取扱い】 ・地域ケア計画を、熊本市地域包括支援センター運営方針の内容を盛り込んで作成している場合は、センターの事業計画として取り扱う(他の項目においても同様)。				-	
B		当該年度のセンターの事業計画に、前年度の事業評価における課題への適切な対応策を含めているか	・当該年度のセンターの事業計画に、前年度の事業評価で取り上げた課題に対して適切な対応策が記載されている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。				-	
C		市町村の実施方針や担当圏域の地域課題等を踏まえ、センターの事業計画に重点目標を設定しているか	・前年度の事業評価で課題が把握されなかった場合も、項目を満たしているものとして取り扱う。				-	
D		センターの事業計画の重点目標に基づいて達成状況を分析し、必要な業務改善を行っているか	・重点業務を定めた検討の記録(検討に関する会議のメモ、議事録等)が残され、かつセンターの事業計画に重点目標として記載している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。				-	

地域包括支援センター評価指標(案)

「基準」において、括弧書きとなっている項目は、実績値の報告を求めるもの(実績値を評価するものではない)。

活動目標及び趣旨・考え方			
取組内容		留意点	基準
2・組織・運営体制	3	センターが効果的に運営できるように、組織マネジメントを行う センター機能を効果的に発揮できるように、センター長等を中心として、センターの業務量の最適化を図りながら、個々の職員の専門性を踏まえたチームアプローチができているかを評価する。	
	A	センター長等の責任者の役割を文書で明確に示し、職員に周知しているか ・センター業務の責任者の役割を文書で示し、かつ職員に周知している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・ここでの文書は、市町村が実施方針等でセンター長の役割を示している場合も該当する。 ・センター業務の責任者がいない場合は、項目を満たしていないものとして取り扱う。	-
	B	センターの事業計画を共有する会議等の機会を設け、これに基づく職員個々の取組内容を確認しているか ・センターの事業計画を共有する会議等において、職員個々の取組内容を確認している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・会議等の形式は問わない。	-
	C	センターの業務量を把握したうえで、業務の最適化を図るための対応を行なっているか ・センターの業務量を把握したうえで、例えば、事務職員への業務分担や、センター職員が作成する介護予防サービス計画の上限数を決めて、それ以上のプランを委託する等の何らかの業務最適化の工夫を行っている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	-
	D	特定の職員に業務が偏らず、チームアプローチを推進するために業務分担のルールや仕組みづくりを行なっているか ・各職員の業務量を把握したうえで、専門性を踏まえた業務分担を行うためのルール等を定めている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。例えば、資格ごとに4事業の主担当を割り振ったうえで、資格によらず複数人がチームとして活動するようにルール化することや、業務別に主担当と副担当を決めて、年度ごとに順次交代していく仕組みなどが該当する。	-
	E	センター業務にICTを活用するなど、センターの業務効率化に取り組んでいるか ・例えば、職員毎のパソコンやタブレットの配布、Wi-Fiの整備、介護予防サービス計画等のデータ連携のためのシステム、センター間等の総合相談支援事業の効果的な実施のためのデータ共有システム、オンライン相談等のためのタブレット端末、音声入力による記録作成、地域住民がセンターに気軽に相談できる体制整備のためのチャットボット、センター業務の効率化を図るためのAIの導入などが行われている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 【本市での取扱い】 ・メディカルネットワークの参加同意取得を3件以上取り組んでいる場合や、ケアプランデータ連携システムを活用している場合は、項目を満たしているものとして取り扱う。	-
	市独自項目		
2・組織・運営体制	F	くまもとメディカルネットワークの活用 【旧基準から】 ・くまもとメディカルネットワークの参加同意取得を基準以上の回数行っている。	3件
	G	ケアプランデータ連携システムの活用 ・ケアプランデータ連携システムを使用している場合は、項目を満たしているものとして取り扱う。	-
	4	センター職員の人材確保および育成を図る センター職員の人材確保、定着、育成のために、研修やメンタルヘルス対策を行う体制を整え、対応しているかを評価する。	
	A	センターの人材確保や定着を進めるための取組を行っているか ・職員の人材確保や定着を目的として、例えば、地域の専門職養成機関等と連携して実習を受け入れる、上司との面談の機会を設ける、資格取得を保障する、研修受講機会を保障する、休暇を取りやすくする等の取組を推進している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	-
	B	センターに在籍する全ての職員に対して、センターまたは受託法人が、職場で研修を実施しているか ・センターに在籍する全ての職員が参加できる職場での研修を年に1回以上開催している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・研修の主催者、内容、時間数は問わない。	-
2・組織・運営体制	C	センターに在籍する全ての職員が、計画的に職場での仕事を離れて研修(Off-JT)に参加できるようにしているか ・センターに在籍する全ての職員が、少なくとも年に1回は職場外の研修に参加している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・研修の主催者、内容、時間数は問わない。	-

地域包括支援センター評価指標(案)

「基準」において、括弧書きとなっている項目は、実績値の報告を求めるもの(実績値を評価するものではない)。

活動目標及び趣旨・考え方			
取組内容		留意点	基準
D	センターに在籍する全ての職員に対して、センターまたは受託法人が、メンタルヘルス対策を実施しているか	・メンタルヘルス対策として、例えば、職員に対するストレスチェックの実施、メンタルヘルスに関する研修会の開催、メンタルヘルスに関する相談窓口・担当者の設置、専門家によるカウンセリング機会の提供などが行われている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	-
E	スーパービジョンまたはコンサルテーションが受けられる体制を整えているか	・スーパービジョンについては、センターの上司や同僚による場合、外部のスーパーバイザーによる場合など、いずれも項目を満たしているものとして取り扱う。 ・コンサルテーションについては、センター外の専門職による場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	-
市独自項目			
F	職員の外部研修等への参加回数	【旧基準から】 国・県他、関係機関の研修には基準以上の回数参加し、研修内容についてセンターの職員に共有・報告している。 (※市(高齢福祉課・介護保険課・区福祉課)の開催する研修には必ず参加。)	2回
5	市町村が示している個人情報の取扱方針や苦情対応方針に従い、センターにおいて適切に対応する体制を整え実践する 市町村が示している個人情報の取扱方針や苦情対応方針に従い、個人情報の取り扱いに留意する体制を整備するとともに、必要に応じて苦情やカスタマー・ハラスメント等に対応できる体制を構築して、実践できているかを評価する。		
A	個人情報保護に関する市町村の取扱方針に従って、センターが個人情報保護マニュアル(個人情報保護方針)を整備しているか	・データまたは紙面で整備されている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	-
B	個人情報の持出・開示時は、管理簿への記載と確認を行っているか	・持出や開示に備え、個人情報の取り扱いについて整理のうえ、データまたは紙面を整備し、持出・開示時に適正に対処している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	-
C	市町村の方針に沿って、個人情報漏えいとセンターが受けた苦情に対して、対処および市町村への報告(共有)の体制を構築しているか	・市町村の方針に沿って、個人情報漏えいと苦情の両方に対して、対処および市町村への報告の体制を整備し、それをデータまたは紙面で整備している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	-
D	センターへの苦情内容をもとに業務を改善しているか	・例えば、センターのホームページのアクセス地図がわかりにくいという苦情をもとに地図をわかりやすくする、電話がつながりにくいという苦情をもとに外出中の職員の携帯電話へ転送するといった取組を行った場合に、項目を満たすものとする。 ・センターへの苦情が全くない場合も、項目を満たしているものとする。	-
E	センターに対する利用者や家族からのカスタマー・ハラスメントに適切に対応する体制をセンターとして整備しているか	・利用者や家族からのクレーム等が社会通念上不相当であり、これによってセンター業務が阻害されるようなカスタマー・ハラスメントの予防や対応体制(弁護士への相談体制等)を法人等が構築している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・カスタマー・ハラスメントに関する研修の実施やマニュアルの作成なども体制の整備に該当する。 ・市町村が整備している場合も、項目を満たしているものとして取り扱う。	-
任意項目			
6	センター職員の定着率	<算出方法の例> ・(評価実施年の4月末時点の職員数－前年度内に離職した職員数)÷(評価実施年の4月末時点の職員数)×100	-
7	地域包括支援ネットワークを構築する すべてのセンター業務の基盤であり、ニーズ発見や支援機能等を果たす地域包括支援ネットワークを構築できているかを評価する。		
A	地域における関係機関・関係者のネットワークについて、構成員、連絡先、特性等に関する情報をマップまたはリストで管理しているか	・介護サービス事業者、医療機関、民生委員・児童委員のいずれの情報も管理している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・データまたは紙面で整備されており、逐次見直しを行っている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	-

地域包括支援センター評価指標(案)

「基準」において、括弧書きとなっている項目は、実績値の報告を求めるもの(実績値を評価するものではない)。

活動目標及び趣旨・考え方			
取組内容		留意点	基準
B	気になる高齢者等に関して、関係機関、民生委員・児童委員、地域住民から連絡が寄せられるネットワーク体制を構築しているか	・日頃より関係者から地域の情報が寄せられる状況にある場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	-
	C 相談経路を分析して、高齢者等への支援に必要な新たな支援機関等と連携しているか	・相談経路を分析したうえで、すでに十分に連携できており、新たな支援機関等との連携が不要と判断された場合も、項目を満たしているものとして取り扱う。	-
	D 高齢者福祉分野以外の関係機関・関係者と意見交換する機会を設けるなど、分野を横断した新たなネットワークを構築しているか	・関係者と意見交換をする機会を設けるなどしたうえで、すでに十分に分野を横断したネットワークを構築しており、新たなネットワークの構築が不要と判断された場合も、項目を満たしているものとして取り扱う。	-
市独自項目			
E	地域活動等の機会を活用した地域包括支援センターの周知・広報の回数	【旧基準から】 ・地域における会議や催しなどへ基準以上の回数参加し、地域包括支援センターの活動内容を周知・広報している。	12回
F	広報誌やWEB等を活用した地域包括支援センターの周知・広報の回数	【旧基準から】 ・センターの活動状況に関する広報(広報誌やチラシ、WEB等)を基準以上の回数行っている。	4回
G	障がい者相談支援センターとの連携	・障がい者相談支援センターと意見交換する機会を設けるなどにより、連携が図られている場合は、項目を満たしているものとして取り扱う。	-
8	市町村と相談事例を共有・分析し、支援に活かす		
	総合相談の実績を市町村と共有し、市町村と協働しながら総合相談を実践できているかを評価する。		
A	相談事例の分類方法に沿って、1年間の相談件数等を市町村に報告しているか	・市町村またはセンターが定めた分類方法のもと、相談件数を市町村に報告している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・相談内容の類型化、経年分析等、整理手法は問わない。	-
B	相談事例の終結条件を、市町村と共有しているか	・相談事例の終結条件とは、「相談者の主訴が解決し、主訴以外の困難な問題がない場合」「センター以外の適切な機関につなげ、適切な引き継ぎが確認された場合」「後見人が選任された場合」「虐待の解消及び再燃リスクが消失した場合」等、受けた相談事例の進捗管理を行うために、市町村とセンターが共通の条件を定めること。 ・相談事例の終結条件を定め、データまたは紙面で整備されている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・終結条件を定めることで、相談事例の課題に対し、支援の方針が明確化されるとともに、センター以外の適切な機関や地域等で相談者を支える体制が構築される。	-
C	相談事例の解決のために、市町村への支援を要請し、その要請に対し市町村から後方支援を得ているか	・市町村とセンターが対応が困難な相談事例等への対処について、日頃から連携体制を構築しており、かつ、市町村への支援要請に市町村が対応した場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・市町村とセンターの連携体制が構築されているが、市町村への支援要請が不要であった場合も、項目を満たしているものとして取り扱う。	-
D	相談内容を分析して、対応ルールの作成や研修の開催等を行い、職員の実践力の向上に活かしているか	・相談内容の分析結果をもとに、対応ルールや必要だと考えられる知識や技術に関する研修等を開催している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・研修の主催者や内容等は問わない。	-

地域包括支援センター評価指標(案)

「基準」において、括弧書きとなっている項目は、実績値の報告を求めるもの(実績値を評価するものではない)。

		活動目標及び趣旨・考え方		実績値の報告を求めるもの(実績値を評価するものではない)。
		取組内容	留意点	基準
市相談支援事業	9	家族介護者支援に取り組む		
		家族介護者が相談しやすい環境を整備し、早期に課題を発見し、必要な支援につなげることができるかを評価する。		
	A	夜間・早朝の窓口または平日以外の窓口(連絡先)を設置して住民に周知し、家族介護者等が相談しやすい環境を整えているか	・窓口の設置のほか、緊急連絡先の設定等でも「窓口(連絡先)の設置」とみなす。例えば、携帯電話等へ電話転送を行っている場合についても、「窓口(連絡先)の設置」とみなす。 ・センターの連絡先や相談窓口に関する解説を記載したリーフレット、パンフレット、ホームページ等により周知を行っている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	-
	B	支援が必要な家族介護者を早期に発見するための取組を行っているか。	・ヤングケアラー、ダブルケアラー、生活困窮者など、家族に支援が必要な状態にある場合、児童、障害、生活困窮等に関わる行政の部門や地域団体等と連携し、早期発見・早期対応に取り組んでいる場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	-
	C	家族介護者に対するアセスメントを行い、状態やニーズに応じて適切な社会資源に関する情報を提供しているか	・家族介護者に対するアセスメントを行い、その結果に基づいて、必要な情報を提供している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	-
	D	家族介護者からの相談について、相談件数や相談内容を記録等に残して取りまとめているか	・相談件数・相談内容の把握方法や取りまとめの方法については問わない。	(相談件数)
	E	家族介護者に対する予防的な取組を行っているか	・家族介護者のニーズに応じた情報提供や家族介護者の集まりの開催(家族介護教室、サロン等)などを行っている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	-
	市独自項目			
	F	家族介護者の集まりの開催回数	・前年度にセンターが開催した家族介護者の集まり(家族介護教室、サロン等)の開催回数を記載すること。	(開催回数)
	10	複合的な課題を持つ世帯の相談に適切に対応する		
		ニーズ把握や相談内容の整理等を行った後、記録に残すのみではなく、複合的な課題を持つ世帯の特徴を把握し、相談体制の強化や整備につなげることができるかを評価する。		
A	相談者とともに複合的課題を整理してニーズを明確にしているか	・複合的な課題を持つ世帯とは、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラー、生活困窮、家族に障害がある等の複合的な課題を抱える世帯をいう。 ・データや紙面で記録している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	-	
B	ニーズに応じて適切な社会資源につなげ、必要に応じてつなげた社会資源と協働しているか	・データや紙面で記録している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	-	
C	相談内容を整理して、複合的な課題を持つ世帯数・人数・内容等の実態を把握しているか	・データや紙面で記録している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 【市独自項目】 ・複合的な課題を持つ世帯数、人数を記載する。	(世帯数・人数)	
D	相談内容を分析して、複合的な課題を持つ世帯の相談対応の改善に活かしているか	・相談内容の分析結果をもとに、対応ルールや必要だと考えられる知識や技術に関する研修等を開催するなど何らかの対応をしている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	-	
任意項目				
11	高齢者福祉分野以外の機関からの照会件数	・前年度に総合相談として対応した件数を記載する。	-	
12	1年間の相談件数	・前年度にセンターで対応した相談件数について記載する。	-	

地域包括支援センター評価指標(案)

「基準」において、括弧書きとなっている項目は、実績値の報告を求めるもの(実績値を評価するものではない)。

活動目標及び趣旨・考え方			
取組内容		留意点	基準
13	支援を拒否する高齢者等へのアウトリーチのケース数	・前年度に、支援を拒否したり、会うことができないような高齢者等にアウトリーチをしたことのあるケース数を記載する。	-
4・権利擁護事業	高齢者等の権利擁護のための普及啓発や対応を行う		
	14	高齢者による成年後見制度の適切な活用支援、消費者被害の予防・対応、高齢者虐待の予防・対応等といった権利擁護ができていないかを評価する。	
	A	市町村から共有されている成年後見制度の市町村長申立てに関する判断基準を確認しているか	-
	B	消費者被害に関する情報を、民生委員、介護支援専門員、ホームヘルパー等へ提供しているか	-
	C	消費者被害に関し、センターが受けた相談内容について、消費生活に関する相談窓口または警察等と連携の上、適切に対応しているか	(対応件数)
	D	高齢者虐待事例および高齢者虐待が疑われる事例への対応の流れについて、市町村と共有しているか	-
	E	センターまたは市町村が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論、報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討しているか	-
	F	センターに在籍するすべての職員が高齢者等の権利擁護に関する研修を受講しているか	-
	市独自項目		
	G	成年後見制度の周知に取り組んでいるか	1回
	H	老人福祉施設等への措置に適切に対応しているか	-
	I	高齢者虐待への対応	(対応件数)
	J	虐待防止ネットワークの構築	-
	任意項目		
	15	権利擁護に関する相談件数	-
	16	成年後見制度の申立て支援件数	-

地域包括支援センター評価指標(案)

「基準」において、括弧書きとなっている項目は、実績値の報告を求めるもの(実績値を評価するものではない)。

活動目標及び趣旨・考え方			
取組内容		留意点	基準
5・包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	17	担当圏域の居宅介護支援事業所の状況を把握し、地域のケアマネジャーの支援ニーズに基づいた対応を行う 介護支援専門員への個別ケアマネジメント支援と環境整備を適切に行うことができているかを評価する。	
	A	担当圏域における居宅介護支援事業所のデータ(事業所ごとの主任介護支援専門員、介護支援専門員の人数等)を把握しているか ・把握した情報を、データまたは紙面で整備している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・市町村から共有されず、センターが把握していない場合は、項目を満たしていないものとして取り扱う。 【市独自項目】 ・センターで把握している事業所数及び人数を記載する。	(事業所数・人数)
	B	介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類・件数を把握した上で、研修会、事例検討会、地域ケア会議等を開催しているか ・介護支援専門員の相談事例の内容分析結果をもとに、研修会、事例検討会、地域ケア会議等を開催した場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・主催は問わない。	-
	C	担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者(例:医療機関や地域における様々な社会資源など)との意見交換の場を設けているか ・担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づくものであれば主催は問わない。 ・ただし、地域ケア会議を含まない。地域ケア会議を活用して、多様な関係者、関係機関とネットワークを構築することは重要だが、ここでは、その他の意見交換の場を設けている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 【本市における取扱い】 ・介護支援専門員が、地域におけるサークル活動、老人クラブ活動、ボランティア活動等、地域の様々な社会資源を活用できるよう支援を行っている場合も、項目を満たしているものとして取り扱う。	-
	D	介護支援専門員が円滑に業務を行うことができるよう、地域住民に対して介護予防・自立支援に関する意識の共有を図るための出前講座等を開催しているか ・地域住民を対象とした介護予防・自立支援に関する意識共有を目的としたものであれば、その形態や内容等は問わない。	-
	E	介護支援専門員を対象にした研修会や事例検討会等の開催計画を策定し、年度当初に指定居宅介護支援事業所に示しているか ・データまたは紙面で提供している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・介護支援専門員の参加しやすさの観点から、ここでは示す時期を年度当初と設定している。	-
	市独自項目		
	F	地域の介護支援専門員と関係機関等との連携支援 【旧基準から】 ・介護支援専門員相互の情報交換を行う場(研修会・事例検討会等)を基準以上の回数設定する等、介護支援専門員のネットワーク構築を支援している。	2回
	G	地域の介護支援専門員へのケアプラン作成等の支援 【旧基準から】 ・地域の介護支援専門員に対する個別の相談窓口として、専門的見地からケアプラン作成技術等の積極的な支援を行っている。 ・支援を行っている場合は、支援件数を記載する。	(件数)
	18	市町村の方針に則り、介護予防サービス計画の検証を行う 指定介護予防支援事業者の指定を受けた圏域内の居宅介護支援事業所が作成する介護予防サービス計画について、センターと協議して市町村が定めた検証方法に沿って、適切に検証を行っているかを評価する。	
	A	市町村の方針に沿って、圏域内の居宅介護支援事業所が作成する新規の介護予防サービス計画を確認しているか ・市町村の方針がない場合には、項目を満たしていないものとして取り扱う。 ・該当するサービス計画がない場合には、項目を満たしているものとして取り扱う。	-
	B	市町村の方針に沿って、圏域内の居宅介護支援事業所が作成する更新の介護予防サービス計画を確認しているか ・市町村の方針がない場合には、項目を満たしていないものとして取り扱う。 ・該当するサービス計画がない場合には、項目を満たしているものとして取り扱う。	-

地域包括支援センター評価指標(案)

「基準」において、括弧書きとなっている項目は、実績値の報告を求めるもの(実績値を評価するものではない)。

活動目標及び趣旨・考え方			
取組内容		留意点	基準
C	市町村の方針に沿って、圏域内の居宅介護支援事業所が作成した介護予防サービス計画を抽出し、その検証をしているか	・市町村の方針がない場合には、項目を満たしていないものとして取り扱う。 ・市町村の方針に沿って、圏域内の居宅介護支援事業所が作成した介護予防サービス計画について、利用者本人の意思が十分に反映されているか、地域を基盤とした支援となっているか、利用者の状態の維持・改善に向けた支援になっているか等の視点に基づき議論が行われ、その記録がある場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・該当する介護予防サービス計画がない場合には、項目を満たしているものとして取り扱う。	-
D	市町村の方針に沿って、圏域内の居宅介護支援事業所が作成した介護予防サービス計画を抽出し、地域ケア会議でその検証をしているか	・地域ケア会議で、居宅介護支援事業所が作成した介護予防サービス計画について、利用者本人の意思が十分に反映されているか、地域を基盤とした支援となっているか、利用者の状態の維持・改善に向けた支援になっているか等の視点に基づき議論が行われている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・地域ケア会議の開催は問わない。	-
任意項目			
19	介護支援専門員からの相談受付件数	・前年度の介護支援専門員からの相談件数を記載する。 【市独自項目】 ・相談に対して、助言等を行った件数を記載する。	(相談件数・助言件数)
20	センター主催の個別ケースを検討する地域ケア会議において、多様な視点から個別事例の検討を行い、対応策を講じる 個別ケース検討による高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援やネットワーク構築を行えるように、地域ケア会議を活用できているかを評価する。		
A	センター主催の地域ケア会議の運営方針を、センター職員、会議参加者、地域の関係機関に対して周知しているか	・運営方針をデータまたは紙面で示し、センター職員、会議参加者、地域の関係機関すべてに対して周知している場合に、項目を満たしているものとする。	-
B	センター主催の地域ケア会議において、多職種等と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか	・地域ケア個別会議において、多様な専門職や民生委員等とともに、自立支援・重度化防止等の観点から課題の明確化、目標や優先順位の検討・決定、モニタリング方法の検討・決定等を行なった場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・センター主催の地域ケア個別会議を設置していない場合にも、市町村主催の地域ケア会議で対応できていれば、項目を満たしているものとして取り扱う。	-
C	市町村が共有した地域ケア会議における個人情報の取扱方針に基づき、センターが主催する地域ケア会議で適切に対応しているか	・個人情報の取扱方針に基づき対応している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・市町村から示された方針に基づき、参加者に十分説明をした上で開催していること。	-
D	地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングするルールや仕組みを構築・実行しているか	・ここでのモニタリングとは、地域ケア会議の結果を踏まえた実施状況の把握をいう。 ・会議においてモニタリングが必要とされたすべての事例において実施している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	-
E	センター主催の地域ケア会議において、議事録や検討事項をまとめ、参加者間で共有しているか	・議事録等をデータまたは紙面でまとめ、共有している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	-
市独自項目			
F	自立支援型地域ケア会議の開催	【旧基準から】 ・地域の介護支援専門員に対する自立支援型ケアマネジメントの普及を目的とした自立支援型地域ケア会議を基準以上の回数行っている。	6～8ケース (圏域の居宅数による)

地域包括支援センター評価指標(案)

「基準」において、括弧書きとなっている項目は、実績値の報告を求めるもの(実績値を評価するものではない)。

		活動目標及び趣旨・考え方		実績値の報告を求めるもの(実績値を評価するものではない)。
		取組内容	留意点	基準
会議	21	地域ケア会議において、地域課題を把握し、適切に対応する		
		地域ケア会議で把握した地域課題に対して、適切に対応することができているかを評価する。		
	A	センター主催の地域ケア会議(地域ケア個別会議)において、地域課題の可能性のある課題を抽出しているか	・データまたは紙面で記録している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・市町村に伝えているかどうかは問わない。	-
	B	センター主催の地域ケア会議(地域ケア推進会議)において、地域課題や自立促進要因について共有し、その後の対応を検討しているか	・データまたは紙面で記録している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。地域課題や自立促進要因の共有のみでは該当しないが、1回の地域ケア会議ですべての検討を行う必要はない。 ・検討結果を市町村に伝えているかどうかは問わない。	-
	C	センター主催の地域ケア会議(地域ケア推進会議)において把握した地域課題や対応等を、市町村に報告しているか	・地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議いずれについても、データまたは紙面で検討事項をまとめたものを共有している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	-
	D	地域課題の整理・分析・対応等を行なうために、市町村レベルの地域ケア会議(地域ケア推進会議)等に参加または資料提出しているか	・参加または資料提出していない場合でも、事前にセンターから市町村へ地域課題を伝えており、その内容を元に地域課題の整理・分析・対応等が行われている場合は、項目を満たしているものとして取り扱う。	-
市独自項目				
E	課題検討型地域ケア会議の開催	・個別課題の解決に向けた課題検討型地域ケア会議(事後のモニタリングを含む。)を基準以上の回数行っている。	2回	
任意項目				
	22	センター主催の地域ケア会議を経て、市町村レベルの地域ケア会議に地域課題を報告した数	・前年度に、センター主催の地域ケア会議を活用して把握した地域課題について、市町村レベルの地域ケア会議に報告した数を記載する。 ・地域課題としては、例えば、移動困難、買い物困難、通いの場の不足、脆弱な地域の見守り体制、多職種連携困難などが挙げられる。	(報告数)
7・介護予防ケア	23	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を適切に実施する		
		市町村の方針に基づき、センター職員や介護支援専門員が介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を適切に実施しているかを評価する。		
	A	自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関して、市町村から示された基本方針を、センター職員及び介護支援専門員に周知しているか	・基本方針には、自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントに関して、基本的な考え方、ケアマネジメントの類型、実施の手順、具体的なツール(興味・関心チェックシート等)および多職種の視点(地域ケア会議等)の活用について全て記載され、共有されている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	-
	B	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプランにおいて、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の地域の社会資源を位置づけているか	・ケアプラン作成において、必要に応じて保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の地域の社会資源を位置づけたことがある場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。該当するケアプランの数は問わない。 【市独自項目】 ・地域の社会資源を位置付けたケアプラン数を記載すること。	(ケアプラン数)
	C	利用者のセルフマネジメントを推進するため、市町村から示された支援の手法を活用しているか	・介護予防手帳に限らず、利用者自身のセルフマネジメントに資する手法が市町村から提示され(日々の健康チェックや運動に関する情報提供、慢性疾患に応じた自己管理の留意点など)、それを活用している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	-
	D	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託した場合は、台帳への記録および進行管理を行っているか	・委託実施していない場合は、市町村がセンターに対し、市町村が作成した指針をデータまたは紙面で示している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	-
E	市町村から示された介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定の公平性・中立性確保のための指針を遵守しているか	・委託の有無にかかわらず、指針が紙面またはデータで共有され、かつ、それを遵守している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	-	

地域包括支援センター評価指標(案)

「基準」において、括弧書きとなっている項目は、実績値の報告を求めるもの(実績値を評価するものではない)。

		活動目標及び趣旨・考え方		実績値の報告を求めるもの(実績値を評価するものではない)。			
		取組内容		留意点		基準	
不 ジ メ ン ト ・ 介 護 予 防 支 援	F	介護予防ケアマネジメントの成果を把握するために、要支援者または事業対象者の日常生活の自立度の変化について、定期的な評価を行っているか		・日常生活の自立度の変化を把握するための指標として、例えば、ADL、IADL、バーセルインデックス等が考えられる。 ・要支援者または事業対象者のうち、日常生活の自立度が維持・改善した人の割合などにより、介護予防ケアマネジメントの成果を評価している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。		-	
	市独自項目						
	G	介護予防サービスの利用状況		【旧基準から】 ・介護予防サービスにおける、同一法人の事業所利用率が基準以下である。 各サービスのうち最も高い率が0～49%…○、 50～69%…△ 70%以上…×		留意点のとおり	
	H	センターと母体法人との中立性		【旧基準から】 センターを母体法人敷地外に設置…○ 同一法人施設から独立した施設に設置…△、それ以外…×		留意点のとおり	
	I	委託を行った指定居宅介護支援事業所への関与		【旧基準から】 ・介護予防支援業務の一部委託を行った指定居宅介護支援事業所に対し、適切な評価の上、必要な助言・指導を行っている。		-	
	J	専門職の介護予防支援業務担当数		【旧基準から】 ・専門職の介護予防支援業務担当数は、基準以下で行っている。		三職種数 (定数) ×20件	
	任意項目						
24	介護予防ケアマネジメント対象者のうち状態が維持または改善した人の割合		・前年度のある時点の介護予防ケアマネジメント対象者のうち、例えば、基本チェックリストの合計点が前回調査より減少または変化がなかった者、要支援または要介護に移行しなかった者などの割合。 ・各市町村の人口構造等により実情が異なると考えられることから、上記例示の他にも様々な指標が中間アウトカムとなり得ることが想定される。		(割合)		
8 ・ 包 括 的 支 援 事 業 (社 会 保 障 充 実 分)	25	事業間連携を推進する 包括的支援事業(社会保障充実分)の委託の有無にかかわらず、それぞれの事業におけるセンターの役割に対して、適切に事業推進することができているかどうかを評価する。					
	A	在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口に対して、相談を行っているか		・相談の回数は問わない。 【本市の取扱い】 ・相談窓口としては、市医療対策課、在宅医療サポートセンターがある。		-	
	B	生活支援コーディネーター・就労的活動支援コーディネーターおよび協議体とともに、地域における高齢者のニーズや社会資源について協議を行っているか		・生活支援コーディネーター・就労的活動支援コーディネーターおよび協議体いずれとも協議している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・生活支援コーディネーターや就労的活動支援コーディネーターがセンターに配置されており、センター職員と当該コーディネーターとが協議を行っている場合にも、項目を満たしているものとして取り扱う。		-	
	C	認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員またはチームオレンジコーディネーターと、支援対象者に関する情報共有を図っているか		・認知症初期集中支援事業、認知症地域支援・ケア向上事業、認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業の支援対象者の情報(事例の経過や支援結果など)について、センターから認知症初期集中支援チーム員、認知症地域支援推進員またはチームオレンジコーディネーターに情報提供した事例のほか、当該チーム員、推進員またはコーディネーターが直接得た情報についても、センターに情報提供され共有している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員またはチームオレンジコーディネーターがセンターに配置されており、センター職員と当該チーム、推進員またはコーディネーターとが連携する体制が取られている場合にも、項目を満たしているものとして取り扱う。		-	
	D	包括的支援事業の充実のために、医療関係者と合同の事例検討会や勉強会に参加しているか		・在宅医療・介護連携推進事業による実施か否か、また、参加回数は問わない。 ・認知症初期集中支援チームと合同で開催するものも含む。		-	

地域包括支援センター評価指標(案)

「基準」において、括弧書きとなっている項目は、実績値の報告を求めるもの(実績値を評価するものではない)。

活動目標及び趣旨・考え方			
取組内容		留意点	基準
E	生活支援コーディネーター・就労的活動支援コーディネーターや協議体と協働して地域活動を促進しているか	・地域活動の内容は、例えば、住民主体の活動をしているリーダーのつながりの構築支援、地域活動に関する男性高齢者への周知など。 ・地域活動の主体は、例えば、住民、ボランティア団体、NPO団体、民間企業など。	-
市独自項目			
F	地域運営協議会の開催	【旧基準から】 ・自治会などの地域団体の関係者のほか、医療機関関係者やサービス事業所等関係者を構成員として、基準以上の回数開催している。	2回以上
G	協議体の設置・運営	【旧基準から】 ・生活支援等サービスの体制整備に向けた協議体を設置し、基準以上の回数開催している。(運営協議会との共催を含む。)	2回以上
H	認知症高齢者への対応	【旧基準から】 ・認知症高齢者の情報を把握した場合、「熊本市認知症高齢者等見守りSOSネットワーク事業」の登録に繋げている。	-
I	在宅高齢者福祉事業に関する支援	【旧基準から】 高齢者安心支援事業、高齢者生活援助事業、高齢者介護用品支給事業、高齢者及び障がい者住宅改造費助成事業、ひとり暮らし高齢者訪問事業、寝具無料乾燥事業、養護老人ホーム入所措置について必要な制度を活用している。	-
J	生活支援・介護予防サービスの開発及び担い手の養成	【旧基準から】 ・地域に必要な生活支援等サービスの開発を基準以上の件数行っているか。	1件
K	通いの場の立ち上げ・運営支援	【旧基準から】 ・くまもと元気くらぶや健康サロン等の住民主体の通いの場について新規の立ち上げ支援や継続運営の支援を行っている。	-
L	通いの場等のマッチング	【旧基準から】 ・高齢者を既存の通いの場や短期集中予防サービスに基準以上の人数つなげている。	三職種数 (定数) ×3人
任意項目			
26	医療関係者と合同の事例検討会や勉強会の実施数	・在宅医療・介護連携推進事業に限らず、前年度に医療関係者と合同で実施した事例検討会や勉強会の数を記載する。 ・認知症初期集中支援チームと合同で開催したものも含む。	-
市独自項目			
A	高齢者見守り事業の実施	・民生委員と情報共有を図りながら、市が指示する者への戸別訪問等を行い、心身の状況や家族の状況等の把握を概ね計画どおり実施している。	-